



号外

2019年4月1日

発行 日本労働組合総連合会山口県連合会
〒753-0078 山口市緑町3-29 労福協会館3F
TEL 083-932-1123 FAX 083-932-1131
Eメール: rengo-yamaguchi@rengo-y.com

発行人 伊藤 正 則
編集人 高橋 宏 治

広報 連合山口

<http://rengo-y.com>

平成7年5月22日第3種郵便物承認 毎月1日発行 購読料1部15円(組合費に含む)

働くことを軸とする安心社会の実現に向けて ～2019年度山口県政策・予算に対する要請に係る回答交渉～

連合山口は2月18日、昨年10月に山口県知事宛てに提出した「2019年度山口県政策・予算に対する要請」に係る回答を弘中副知事より受けました。

本紙では、①2019年度山口県政策・予算に対する連合山口の要請内容、②連合山口の要請に対する県の回答について、ご紹介します。



連合山口 網戸会長



山口県 弘中副知事

目次

1. 働く者のための「働き方改革」の実現と雇用の安定の確保
 - (1) 労働者や経営者に対する労働関係法令の周知徹底 …… P1
 - (2) 中小企業における「働き方改革」への支援強化と適正取引の確立 … P2
 - (3) 介護離職の防止に向けた実態把握 …… P4
 - (4) 高齢者が安心して働き続けられる環境整備 …… P6
 - (5) 消費者による迷惑行為撲滅に向けた啓発 …… P7
 - (6) 学校における働き方改革 …… P8
2. 水素先進県を活かした産業振興と地域活性化 …… P9
3. 地域公共交通の維持・活性化 …… P10
4. 県内就職・定住に向けた取り組みの強化 …… P11
5. 商業施設への期日前投票所の設置等による投票環境の向上 … P14

参考資料

- 2019年度山口県政策・予算に対する要請書 …… P16

連合山口の要請と県の回答

連合山口の要請 1－①

働き方改革は、労働関係法令が守られていることが大原則であることから、特に中小企業における労働者や経営者に対する労働関係法令の周知徹底を図るための取り組みを強化するよう要請する。

また、その取り組みのひとつとして「ワークルール検定」を周知すること。

県の回答

〔関係法令周知〕

労働者や経営者が労働関係法令の知識を習得することは、労働問題を適切に回避し解決するために、労使双方にとって重要であり、特に、働き方改革関連法の成立など、労働情勢をめぐる変化が激しい中、その重要性は増していると考ええる。

このため、県では、社会保険労務士が無料相談を行う「労働ほっとライン」において、労使双方からの労働関係の相談に対応するとともに、相談に係る法令等についての周知を行うほか、各県民局に中小企業労働相談員を配置して相談対応を行うなど、労働諸施策の普及・啓発に努めている。

また、県に事務局がある山口県労働協会では、労働関係法令に関する記事を掲載した月刊誌「やまぐちの労働」の発行をはじめ、労働関係法令や働き方改革等に係るセミナーや講座を開催し、その周知啓発に努めているところである。

さらに、働き方改革関連法の施行を控え、平成30年12月に、県、労働局、山口県社会保険労務士会の三者による「働き方改革の推進に関する連携協定」を新たに締結したところである。

今後は、連携協定に基づき、経営者にとって身近な専門家である社会保険労務士に対し、法制度や助成制度等の情報を適時的確に提供するとともに、研修会等への参加を促進することにより、企業へのきめ細かいサポート態勢を充実させる。

また、「やまぐち働き方改革推進会議」の構成団体である国や県、商工会議所、労働団体、大学、金融機関等が実施するセミナーや研修会において、平成30年度から養成している「やまぐち働き方改革アドバイザー」（社会保険労務士など）を講師として積極的に活用することにより、労働者や経営者に対して労働関係法令の周知徹底を図る。

〔ワークルール検定〕

また、「ワークルール検定」については、来年度以降、本県での開催予定があるとお聞きしているので、その情報を提供いただければ、労働協会発行の「やまぐちの労働」への案内掲載や、労働セミナーの会場にチラシを置くこと等による周知について、労働協会と検討を進めてまいりたい。



連合山口の要請と県の回答

連合山口の要請 1－②

中小企業の生産性向上と人材育成を支援する取り組みを強化するとともに、生産性向上の成果は、年次有給休暇の取得拡大など「人への投資」に適正に分配されるよう、働き方改革と一体となった取り組みを要請する。

また、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材・人件費など増加したコストを適正に転嫁できるよう「働き方」も含めた企業間における公正かつ適正な取引関係の確立に向けて、下請法の周知・啓発を行うこと。

県の回答

〔生産性向上と人材育成の支援強化〕

昨年4月、(公財)やまぐち産業振興財団内に「生産性向上・人材創造拠点」を設置し、経営計画の策定段階から新商品開発、販路開拓まで、働き方改革支援センターのアドバイザーを含むコーディネータ等を中心に企業に寄り添いながら、生産性向上と人材育成の両面から中小企業の成長支援に取り組んでいる。

拠点では、生産性向上に関して多くの相談を受け、現時点で81社に対して、コーディネータや複数の専門家によりI o Tの導入補助や首都圏での販路開拓支援を行い、生産性の向上や商談成立に結び付けている。

しかしながら、幅広い業種で人手不足が深刻化する中、「生産性向上に具体的にどのように取り組んでいいかわからない」という声が多く届いており、こうした課題に対応するため、さらなる支援の充実に取り組むことが必要と考えている。

このため、来年度は、付加価値の高い製品の開発や生産工程・販売工程における省力化・効率化、I o Tの導入、働き方改革など、生産性向上に取り組む企業への支援メニューを創設・拡充するとともに、各企業の経営課題や取組内容に応じた研修機会の充実により幅広い分野で次代を担う人材を育成し、中小企業の更なる成長促進に取り組むこととしている。

具体的には、今年度に引き続き、生産性向上に向け具体策を提示する診断士の無料派遣を行うとともに、新たに、効率化のためのシステム導入を検討する企業へアドバイスを行う専門家の無料派遣、製品の付加価値化及び販売の効率化等に取り組む企業への補助、I o T導入の効果や手順を業種別に示した小冊子の作成・配布等、中小企業が生産性向上に取り組みやすいよう、実践的な支援を行う。

あわせて、Web会議システムを財団に導入し、企業との会議や書類確認をインターネット上で行うことで、企業の事務手続き等の省力化も図ることとしている。

〔成果の配分〕

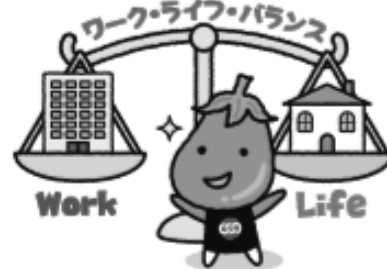
県としても、生産性向上の成果は、労働条件の改善や従業員のワーク・ライフ・バランスの実現にも配分される必要があり、また、こうした「人への投資」が、更なる生産性の向上と企業の人材確保につながると考えている。

このため、県では、総合計画である「やまぐち維新プラン」に働き方改革を主要プロジェクトに位置付け、職場リーダー養成講座や企業へのコンサルタント派遣を実施し、ワーク・ライフ・バランスの実現と魅力ある雇用の場づくりを進めている。

こうした取組により、これまで、従業員に長期休暇を取得させ、なおかつ業績も向上し、人材の獲得にもつながったというモデル事例が生まれており、やまぐち働き方改革支援センターが行うアウトリーチ支援や実践的な研修会の開催により、取組を波及・拡大しているところである。

さらに、平成30年度には、企業や従業員に身近な民間の専門家を「やまぐち働き方改革アドバイザー」として52人養成・登録したほか、県、労働局、山口県社会保険労務士会の三者による「働き方改革の推進に関する連携協定」を締結したところである。

新年度は、働き方改革アドバイザーを50人程度増員するなど、相談支援体制を一層充実することにより、働き方改革のモデル事例を県内企業に広く波及・拡大する。



〔下請法の周知・啓発〕

県としては、下請取引の適正化に向けた国要請文書の県ホームページでの幅広い周知や、(公財)やまぐち産業振興財団と連携した講習会の開催等により、親事業者への啓発活動に取り組むとともに、県から企業への業務発注に当たり、余裕を持った納期設定を行うなど、発注者としての取組を行っている。

＜参考：講習会の概要＞

〔開催日〕平成30年11月20日（山口市）

〔参加者〕40社58名

〔内 容〕弁護士2名による講習「取引基本契約書の見方・作り方」

○取引開始前にすべきこと（相手企業の調査）

商業登記簿や不動産登記簿謄本の取り方・見方、信用調査の方法

○取引基本契約の必要性や書き方

契約書の内容、基本契約と個別契約の相違、債権の法的回収方法

※このほか、関係機関が実施する講習会を活用し下請法について周知・啓発

・H30.11.7（山口市）県内親事業者を対象とした下請法の趣旨・内容の説明

・H30.12.17（山口市）県内下請企業を対象とした価格交渉ノウハウのセミナー

今後とも、県HPを活用したPRや（公財）やまぐち産業振興財団と連携した講習会の実施、下請かけこみ寺（国事業：財団内に設置）における相談対応等により、下請取引の適正化に努めていく。



連合山口の要請と県の回答

連合山口の要請 1－③

介護離職者は、人手不足が深刻化する中であって、労働者のみならず企業にとっても切実な問題となっていることから、まずは、介護離職の実態把握に努めるよう要請する。

また、介護施設の入所待機者を解消するための施設の整備や介護人材を確保するための支援を行うこと。

県の回答

〔介護離職実態把握〕

介護離職の実態については、「働き方改革推進実態調査」において調査しており、近年、介護離職者数は、出産・育児に伴う離職者数を若干上回る傾向にある。

○山口県「働き方改革推進実態調査」

	出産・育児に伴う離職	介護に伴う離職	回答事業所数
27年度実績	109人	113人	728事業所
29年度実績	125人	132人	829事業所

また、県では、「やまぐち働き方改革支援センター」や、今年度創設した「やまぐち働き方改革アドバイザー」が、企業を訪問し、職場の実態を踏まえた助言・提案を行っている。

働き方改革支援センターは、年間延べ200社以上を訪問しているが、介護離職問題に特化した相談事案はなく、多様で柔軟な働き方の導入や、働きやすい環境づくりなど、育児、介護、人材の確保・定着等に共通する相談がほとんどである。また、山口しごとセンターには、介護離職者からの就職相談が寄せられた事例もあると聞いている。

県としては、今後、働き方改革支援センターや、しごとセンター、ハローワーク、山口県社会保険労務士会などを通じて、介護離職に関する職場実態等の情報収集に努めることとしたい。

また、行政機関だけで職場の実態把握をすることには限界があることから、連合山口におかれても、従業員へのアンケートや聴き取りを行い、支援センター等に情報提供していただくなど、実態把握に御協力をお願いする。



〔介護施設整備〕

介護施設の整備については、市町との連携の下、「やまぐち高齢者プラン」において、年度毎の介護サービスの見込量を設定し、居宅サービスと施設・居住系サービスとのバランスに配慮したサービス提供体制の整備を図っているところである。

＜参考＞

第六次やまぐち高齢者プランの計画定員数 (人)

施設種類	計画前 (平成29年度末)	計画数 (2020年度)	増加数
特別養護老人ホーム	7,999	8,214	215
グループホーム	2,706	2,839	133
特定施設 (介護保険の適用を受ける介護付 有料老人ホーム、ケアハウス、養 護老人ホーム)	2,787	2,862	75
計	13,492	13,915	423

〔介護人材〕

介護福祉士養成施設在学者に対して修学資金を貸与し、県内の介護事業所に一定期間勤務した者の返済を免除することにより、県内での就業を促進するとともに、介護職場のイメージアップ等に取り組んでいる。

また、来年度新たに、介護人材不足の解消に向けて高齢者パワーを活用するため、介護職員の業務を細分化し、介護未経験の高齢者にも対応可能な単純作業を担う介護助手として高齢者の参入を促進することとしている。



連合山口の要請と県の回答

連合山口の要請 1－④

希望するすべての高年齢者が安心して働き続けることのできる環境整備に向けて、国の制度の周知・啓発を強化するとともに、事業主に対して多様で柔軟な働き方の導入を促すよう要請する。

県の回答

県としても、高齢化率が全国で4番目に高い本県の現状を踏まえ、希望する高年齢者の就業の促進が重要と考えている。

まず、国の高年齢者雇用確保措置や各種助成金制度、支援窓口などの情報について、山口労働局と連携し、県内7つの県民局に配置した中小企業労働相談員や、やまぐち働き方改革支援センター、今年度新設したやまぐち働き方改革アドバイザーが行う企業訪問を通じて、企業に広く周知することとしている。

県としては、今後とも、一人でも多くの高年齢者が希望に応じて働き続けられるよう、働き方改革支援センターのアウトリーチ支援のほか、働き方改革アドバイザーの増員や、山口県社会保険労務士会との連携により、短時間勤務制度やテレワークなど、多様で柔軟な働き方の導入について企業に助言・提案する。



連合山口の要請と県の回答

連合山口の要請 1－⑤

消費者による過剰な要求や消費行動に伴う暴言・暴力などの行為（以下、「迷惑行為」）が公共の利益ならびに消費者自らの利益を損ねないように「山口県消費者基本計画」等で倫理的消費における配慮の対象として明確に位置付けるよう要請する。

また、消費者による迷惑行為が、接客業務従事者の長時間労働の一因となっていることから、県としても迷惑行為の撲滅に向けた啓発を行い、接客業務従事者の働き方改革を支援するよう要請する。

県の回答

〔倫理的消費〕

倫理的消費は、「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動」のことであり、具体的には、人への配慮として、障害者支援につながる商品の積極的な購入、環境への配慮として、エコ商品・リサイクル製品の積極的な購入、地域への配慮として、地産地消や、被災地産品の積極的な購入などを行うこととされている。

こうした概念からすれば、消費者の過剰な要求や暴言・暴力などの行為を必ずしも律するものではないが、健全な消費社会の中で適切な行動を取れる消費者を育成することは重要と考えており、県としては、そういう意識を持って取り組んでいく。

〔働き方改革〕

厚生労働省労働政策審議会の報告書によれば、顧客等からの著しい迷惑行為は、パワハラと同様、労働者の人権や経営上の損失に関わる問題であるとして、職場での相談対応や、関係省庁と連携した周知・啓発などの防止対策の強化が必要とされている。

県としては、国が今後策定する指針等を踏まえながら、関係機関等と連携した周知・啓発に努めるとともに、働き方改革の観点からは、危機管理対応を含む業務マニュアルを整備するなど、効率的な業務遂行の実現に向けて、働き方改革アドバイザー等を通じて企業に助言することとしたい。



連合山口の要請と県の回答

連合山口の要請 1－⑥

教職員の働き方改革を推進するため「学校における働き方改革加速化プラン」に基づく各種取り組みを積極的に展開し、目標の早期達成に向けて取り組みを加速させるとともに、県のリーダーシップのもと各市町の教育委員会に対して同プランに準拠した主体的な取り組みを働きかけるよう要請する。

県の回答

県教委では、教職員の働き方改革を推進するため、「業務の見直し・効率化」「勤務体制等の改善」「学校支援人材の活用」の3つの柱と、それを具体化した13の取組を掲げた「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」（平成30年3月策定）に基づく環境整備に取り組んでいるところである。

県教委、市町教委、校長会等の代表による「学校における働き方改革推進会議」において情報を共有し、県教委と同様の取組を市町教委へ働きかけをするなどしているところである。

【県教委による市町教委への支援】

柱1 業務の見直し・効率化

- ・ 通知表や指導要録を電子化する校務支援ツールの改修・活用促進

柱2 勤務体制等の改善

- ・ 教員の意識改革を図る研修会の開催
- ・ 部活動の休養日の設定などによる部活動の運営体制等の検討

柱3 学校支援人材の活用

- ・ 部活動の専門的指導や引率をする部活動指導員の配置支援

(H30 100人→H31 予算案 110人)

- ・ 教員の事務的補助をする学校業務支援員の配置支援

(H30 70人→H31 予算案 110人)

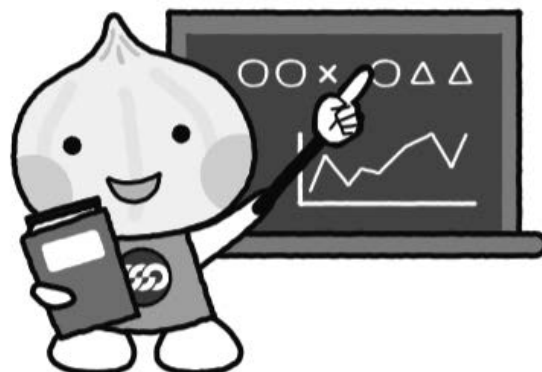
【市町教委への取組の働きかけ】

柱1 業務の見直し・効率化

- ・ 事業や校務等の総点検による調査や会議等の精選や簡素化

柱2 勤務体制等の改善

- ・ ICカード等による出退勤管理の実施
- ・ 長期休業中の学校閉庁日の設定 等



連合山口の要請と県の回答

連合山口の要請2

産業振興による安定的な雇用創出の観点から、全国トップクラスの大量かつ高純度の水素を生成している山口県の強みを活かした「水素先進県の実現をめざす取り組み」の加速化を要請する。

またその際には、地域の活性化に資するよう県民を含めて幅広くPR活動を展開すること。

県の回答

水素先進県の実現については、「やまぐち維新プラン」の重点施策に位置づけ、新たな技術開発の促進による産業振興、水素利活用による地域づくり、基盤づくりを3本柱として、全国に先駆けた取組を展開している。

今後、様々な場面で水素需要の拡大が見込まれることから、本県の強みや、これまで培われてきた企業の技術力や成果を最大限活用し、取組を強化していくこととしている。

とりわけ、新たな技術開発の促進による産業振興については、雇用創出に繋がることから、本年度創設した「やまぐち産業イノベーション促進補助金」を活用し、県内企業による、水素コスト低減等に向けた水素製造技術や、水素関連機器の技術開発を支援していく。

加えて、水素需要の創出・拡大も必要であるため、水素利活用モデルの展開による地域づくりや、利用拡大に向けた基盤づくりにも着実に取り組むこととしており、県内全市町等で構成する「やまぐち水素成長戦略推進協議会」や、県民向けのセミナー開催等を通じ、燃料電池自動車の災害時利用を含め、水素利活用の普及啓発に努める。

<参考>

やまぐち産業イノベーション促進補助金

対 象 事 業	県内企業等が共同で取り組む研究開発・実証実験
対 象 分 野	①医療関連分野（ヘルスケア関連分野を含む） ②環境・エネルギー分野（水素エネルギー分野を含む） ③バイオ関連分野
補助限度額	特別枠：100,000千円、通常枠：15,000千円
補 助 率	2／3以内
補助対象者	・企業や大学など2者以上による研究開発グループ ・代表申請者は県内に主たる事業所を有する企業

連合山口の要請と県の回答

連合山口の要請3

子どもの通学や高齢者の通院など生活に必要不可欠な地域公共交通の維持・活性化のため、各市町や事業者への支援強化を要請する。特に、市町の枠を超えた圏域での取り組みを推進するため、県のリーダーシップを発揮すること。

また、地域公共交通を担う人材の確保に向けて、運転に必要な免許取得にかかる費用の補助などの支援を要請する。

県の回答

人口減少や少子高齢化が進む本県においては、利用者の減少によりバス路線の廃止や減便が進行し、高齢者の買物・通院や児童・生徒の通学など地域住民が安心して日常生活を営むために不可欠な公共交通の維持・活性化が喫緊の課題となっている。

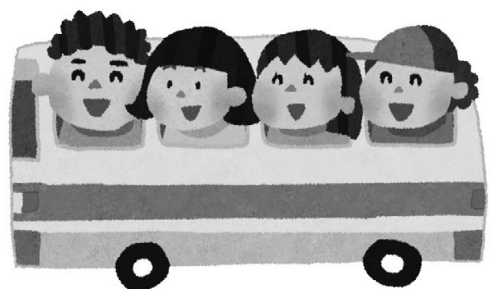
こうしたことから、県では、これまで、国・市町との役割分担のもと複数の市町を跨る広域バス路線への運行費助成やノンステップバスの導入費用の支援により誰もが利用しやすい生活バス路線の確保・充実に努めてきたところである。

県としては、地域の公共交通ネットワークの再構築を促進する仕組みである「地域公共交通網形成計画」の策定を積極的に働きかけ、広域的な見地からの指導・助言の実施や策定協議会への参画により、市町の取組を支援しているところであり、既に11市で計画が策定され、残る2市（萩市、柳井市）でも来年度中の策定に向けた作業が進められている。

また、国・県・市町・バス事業者で構成する山口県生活交通確保維持改善協議会において、複数市町にまたがるバス路線について、調整を行うことを通じて、広域的な視点からの公共交通の確保に取り組むとともに、公共交通に関する啓発イベントの開催や、市町やバス事業者を対象とした担当者会議を行い、公共交通に関する最新の知見等の情報提供を行っているところである。

さらに、市町の公共交通網再編の取組を促進するため、県では、平成29年度予算対応分（平成28年10月運行分）から、計画に位置付けられたコミュニティバスやデマンド型乗合タクシー等を新たに運行する際は、その経費の一部を助成する制度を創設したところである。

人材確保に向けては、平成28年度から、県から山口県バス協会へ交付する補助金の中で、バス事業者が従業員に対して、大型二種免許の取得費用を支援した場合に、その費用の一部を協会が助成する制度を創設したところであり、複数のバス会社が同制度を利用しているところであり、引き続き、バス協会と連携して制度の周知等に努めてまいりたい。



連合山口の要請と県の回答

連合山口の要請 4

人手不足が深刻化する中、県内就職に向けた取り組みの強化を要請する。特に県内中小企業の情報について、高校生や大学生をはじめ女性や高齢者など幅広く発信すること。

また、UJIターンの更なる促進に向けて、「住みよい山口」のPRや「山口しごとセンター」との連携、市町の空き家バンクとの連携を強化するよう要請する。

県の回答

〔県内就職情報発信〕

県内企業の人手不足に対応するため、山口しごとセンターを中心に、キャリアカウンセラーによる就職相談から求人情報の提供、職業紹介まで一連のサービスをワンストップで提供するなど、若者をはじめ幅広い人材の県内就職を促進している。

特に、県内中小企業の情報については、しごとセンターの就職支援サイト「やまぐちジョブナビ」や、窓口で県内求職者に対し広く提供し、企業PR動画や業界マップの活用により効果的な情報発信に努めるとともに、高校生とその保護者を対象とする企業見学やセミナー、大学生へのインターンシップの実施により、企業の魅力を伝える取組を行っている。

来年度は、これまで作成した企業の魅力情報などを、若者をはじめとする利用者に幅広く伝えるため、若者の主な情報源であるスマートフォンを活用することとし、新たに就職情報アプリを制作し、効果的な情報発信を行うこととしている。

また、女性や高齢者などについては、しごとセンターに今年度新設したシニア・女性向け就職支援コーナーにおいて、キャリアカウンセリングなどによりきめ細かな情報提供を行っており、来年度は、現在職についていない女性やシニアのグループに対するアウトリーチ支援や、バスツアーによる啓発セミナー、企業見学会等を行い、県内中小企業の情報を発信する。

加えて、県外在住者については、来年度新たに、国制度を活用した東京圏からの移住就業者に対する移住支援金の支給（補助上限：世帯100万円、単身60万円）により、県内就業を促進するとともに、就職支援担当者と県内企業との出会いの場の確保や、ランチ交流会の開催などにより、県外の就職支援協定締結校との連携を強化する。

〔UJIターン〕

UJIターンの更なる促進に向けて、県では、市町や関係団体等で構成する「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議を中心に、相談対応や受入支援など様々な移住・定住対策に取り組んでいるところであり、移住者数は、市町の住民異動窓口において実施する「転入者アンケート」によると、平成28年度は1,615人、平成29年度は1,745人と着実に増加している。

「住みよい山口」のPRについては、大都市圏での移住イベントや相談会の開催等を通じ、仕事や住まいなど様々な情報を発信するとともに、SNS等の活用による効果的なPRにも積極的に取り組んでいく。

「山口しごとセンター」との連携については、センター内に設置している「やまぐち暮らし支援センター」で、就職や暮らし全般にわたる相談に対応している。

さらに、来年度は、国の「わくわく地方生活実現政策パッケージ」により移住希望者の増加が見込まれるため、新たに「YY！ターンコンシェルジュ」3名を県内に配置し、しごとセンターとの連携強化を図りながら、相談段階から移住、定住まで一貫したハンズオン支援を行うことにより、着実な移住につなげてまいりたい。

市町の空き家バンクとの連携については、県の「移住支援サイト」への掲載や移住イベントでのPRに加え、移住希望者が視察のために来県した際は、同行する「YY！ターンコンシェルジュ」が市町と連携して空き家バンクを紹介するなど、バンクの積極的な活用を図り、UJIターンの更なる促進に取り組んでまいりたい。

連合山口の追加質疑

来年度、新たに「YY！ターンコンシェルジュ」を配置するなど、UJIターンの取り組みを強化することについて、評価するところである。

そのうえで、山口県における人口減少の現状を県としてどのように分析し、県内就職・定住に向けた取り組みを進めていくのか教えていただきたい。

追加質疑に対する県の回答

〔人口減少の現状〕

人口減少の現状は、H30（2018）年10月に策定した新たな総合計画「やまぐち維新プラン」にも示しており、主な状況としては次のとおりである。

1. 全体

県人口は、1985（S60）年以降減少を続け、2015（H27）年には140万5千人まで減少
人口減少はさらに拡大し、2015（H27）年から2045年までに約37万人（26％）減少する見込み

2. 生産年齢人口（15～64歳）

生産年齢人口は、1980（S55）年から2015（H27）年までに約26万人（約25％）減少
2015（H27）年から2045年までの30年間で約27万人減少する見込み

3. 社会減

社会減は、女性の転出超過数が男性を上回っており、2017（H29）年には15～29歳の転出者が全体の約9割を占めている。

また、転出先の上位は、東京圏（20％）、福岡県（19％）、広島県（19％）である。

〔取組の方向性〕

上記の現状を踏まえ、県としては、「やまぐち維新プラン」において、人口減少の克服を最重要課題に位置付けており、県内就職・定住に向けた取組については、次のような成果指標を定め、様々な施策を積極的に展開し、強化していくこととしているところである。

成果指標	現状値	2022年／年度目標値
インターンシップ参加学生数（年間）	885人（2017年度）	1,400人
就職決定者数（山口しごとセンター登録者）（年間）	4,126人（2017年度）	5,000人
高校生等の県内就職割合	80.2%（2016年度）	85%以上
大学生等の県内就職割合（山口しごとセンター登録者）	51.1%（2017年度）	56%超
転入者アンケートによる「YY！ターン」実績数（移住者数）	1,745人（2017年度）	1万人 （2018～2022年）
県外人材（大学生含む）の県内就職者数（山口しごとセンター登録者）	1,018人 （2013～2017年度）	1,475人 （2018～2022年）



連合山口の要請と県の回答

連合山口の要請5

各種選挙における投票環境の向上に向けて、大学や商業施設への期日前投票所の設置や自動車を利用した移動期日前投票所の開設に加え、投票済証明書の発行など地域の実情を踏まえた取り組みを促進するよう市町に対して働きかけるとともに必要な支援を行うよう要請する。

県の回答

選挙は民主主義の基盤であり、有権者の投票の機会を広く確保するため、投票環境の向上を図っていくことは極めて重要であると考えている。

このため、県選管としては、市町選管に対して全国的な先進事例や特色のある期日前投票所の設置例などについて説明会等、あらゆる機会を通じて紹介を行い、積極的な取り組みを促してきたところである。

昨年執行した知事選挙では、大学2校（注1）、商業施設5か所（注2）で期日前投票所が設置され、また、交通手段がなく投票に行くことが容易でない有権者への支援方法として巡回バスやタクシーによる移動支援が5市（注3）で実施され、集会所等を巡回する期日前投票所も1市1町（注4）で設置されている。

さらに、本年4月に執行予定の県議会議員選挙ではワゴン車を投票所とした「移動期日前投票所」を2市（注5）において実施する予定であり、県選管としてもしっかりと支援を行い、実施結果を検証した上で多くの市町選管に波及するように努めてまいりたいと考えている。

なお、投票済証明書の発行については、公職選挙法上の規定はないが、実施するか否かは投票事務を行う市町選管の判断に委ねられていることから、県選管として関与する立場にないことをご理解いただきたい。



※注1：山口大学（山口市）、山口県立大学（山口市）

※注2：ゆめシティ（下関市）、フジグラン宇部（宇部市）、ゆめタウン山口（山口市）、サンパークあじす（山口市）、ゆめタウン徳山（周南市）

※注3：下関市、宇部市、萩市、長門市、美祢市

※注4：岩国市、上関町

※注5：山口市、萩市

連合山口の追加質疑①

昨年の県知事選挙における大学や商業施設への期日前投票所の設置について、今春の県議会議員選挙でも引き続き、実施する考えか。

追加質疑①に対する県の回答

投票環境向上の一環として、市町選管において、今春の県議会議員選挙でも昨年の県知事選挙に引き続き、大学や商業施設への期日前投票所が設置される予定となっており、今後も県選管としては、積極的な取組みを促すとともに、情報提供等必要な支援を行うこととしている。

連合山口の追加質疑②

投票済証明書について、山口県内で発行している市町を教えてください。

追加質疑②に対する県の回答

柳井市と平生町である。(※昨年の県知事選挙時)

連合山口の追加質疑③

投票済証明書の発行については、都道府県ごとに取り組み状況のバラツキがあるようだが、山口県においても、市町任せではなく、県として積極的に市町に対して働きかけるべきではないか。

追加質疑③に対する県の回答

他県においては、過去に、投票率向上の目的で投票済証明書の発行を推進していた地域も一部にあったようだが、そのような中で、平成21年7月に総務省より「市区町村において、投票済証明書等の書面を交付しているところがあるが、当該書面については不適切に利用されるおそれがあることが指摘されているところであり、その必要性について十分に検討すべきものであること」との通知が出されたところである。

投票済証明書の発行については、投票事務を行う市町選管において判断すべきものであるが、当該総務省通知が発出された経緯等を踏まえ、県選管が、市町選管に対して積極的な働きかけを行うことは困難であると考えている。



参 考 資 料

2019 年度山口県政策・予算に対する要請書

2018年10月25日

山口県知事

村岡嗣政様

日本労働組合総連合会

山口県連合会

会長 網戸 茂

2019年度山口県政策・予算に対する要請書

貴職におかれましては、県民生活の向上と県の振興・発展に向け、県政運営にご尽力されていますことに対し、衷心より敬意を表します。

さて、県内景気は、日本銀行下関支店の山口県金融経済情勢によると「緩やかながらも順調に回復している」とし、2018年3月に上方修正されて以降、同様の判断が継続されています。しかしながら、毎月勤労統計調査による賃金（きまって支給する給与）は、2017年12月から前年同月比でマイナスが続いており、多くの働く者・生活者が景気回復を十分に実感するまでには至っていないのが現状です。

また、県内の雇用情勢は、至近一年間の有効求人倍率が1.5倍台で推移しており、改善されているものの、従来の建設・運輸、製造、医療、介護分野にとどまらず幅広い業種で人手不足が深刻化しています。

このような中、県内企業の99%を占める中小企業に対する人材確保・育成や生産性向上に向けた支援の強化はもとより、社会全体で「取引の適正化」を推進し、働く者の所得環境の改善へと着実に繋げていく必要があります。連合山口としては、このことが、県内経済の活性化に資するとの考えのもと、労働政策と一体となった経済・産業政策の実現に向けて取り組んでいくところです。

加えて、社会的な課題である長時間労働の是正をはじめとする「働き方改革」への対応については、県としても「やまぐち働き方改革」と銘打って、各種施策を積極的に展開されており、連合山口のめざす方向性と同じであると受け止めています。この機を逸することなく、すべての働く者が安心して働き続けることができる社会を実現させるため、更なる取り組みの強化が求められており、連合山口としても積極的に意見提言していきたいと考えています。

本日は、連合山口の構成組織や地域組織から提起された意見を踏まえた働く者・生活者の立場からの要請として、山口県の経済財政運営および2019年度予算編成において重点を置いていただきたい施策について、下記の通り申し入れます。

1. 働く者のための「働き方改革」の実現と雇用の安定の確保

(1) 働き方改革は、労働関係法令が守られていることが大原則であることから、特に中小企業における労働者や経営者に対する労働関係法令の周知徹底を図るための取り組みを強化するよう要請する。

また、その取り組みのひとつとして「ワークルール検定」を周知すること。

〔背景説明〕

(労働関係法令の周知徹底)

本年4月から「同じ事業主と契約更新が繰り返されて通算5年を超えた有期雇用契約労働者は、本人の申し出によって無期雇用契約労働者として働ける」いわゆる無期転換ルールが適用されるケースが本格的に生じていることや先の通常国会において可決・成立した働き方改革関連法案によって、罰則付きの時間外労働の上限規制や中小企業における60時間超えの時間外労働の割増賃金率に対する猶予措置の撤廃、雇用形態間における不合理な格差の解消に向けた同一労働同一賃金などが来年4月より順次施行される予定となっており、働くことに関するルールはめまぐるしく変わっています。

これらの法律の実効性を確保するためには、労働者や経営者がルールを正しく理解し、運用していく必要がありますが、例えば、連合が2018年5月に行った「有期契約労働者に関する調査」では無期転換ルールの内容までは知らない有期契約労働者が68%という結果であったなど、特に中小企業においては、働くことに関するルールが十分に周知されているとは言い難い状況です。

労働関係法令の周知・啓発は、一義的には労働局の取り組みではありますが、県としても「やまぐち働き方改革の推進」に取り組んでおり、この取り組みは、働くことに関するルールが守られていることが大原則であることから、「働き方改革」と同時に労働関係法令の周知徹底をはかるようお願いするものです。

無期転換ルール（労働契約法第18条）の認知状況

回答内容	回答率
ルールの内容まで知っていた	31.7%
ルールができたことは知っているが、内容までは知らなかった	37.0%
ルールができたことを知らなかった	31.3%

資料出所：連合「有期契約労働者に関する調査」（2018年5月16日～17日 インターネットを通じて全国の民間企業で週20時間以上働く20～59歳の有期契約労働者1,000人の有効回答を集計）

(ワークルール検定)

「ワークルール」とは、働くときに必要な法律や決まりのことです。近年、労働相談件数の増加や、いわゆる「ブラック企業」問題などに象徴されるように、使用者側・労働者側双方のワークルールに関する知識の欠如に起因する労働問題が顕在化しているものの、職場においては、ワークルールについての教育や話し合いの機会がほとんど無いのが現状です。

先に記載したとおり、働くことに関するルールがめまぐるしく変わっている中で、自分や仲間を守るためにも、そして、それぞれの職場における「働き方改革」を実現するためにも、ワークルールを理解することの重要性が増しています。

ワークルール検定の概要

- 受検資格 初級は誰でも受検可能 中級は初級合格者のみ受検可能
- 検定科目等
 - ・法 律 労働基準法、労働契約法、労働組合法、労災保険法など
 - ・内 容 労働契約上の権利・義務、就業規則、採用・内定・試用、人格的利益、人事、賃金、労働時間、休日・年次有給休暇、労働災害、懲戒、退職・解雇・雇い止め、労働組合、不当労働行為、団体交渉・労働協約、争議、雇用保険・労災保険など労働法全般および労働問題にかかわる一般的事項法律
- 合格基準 初級は70%以上 中級はおおむね70%以上
- 検定会場 初級・中級ともに、春と秋にブロック単位で持ち回り（但し、東京都は毎回）
- 検 定 料 初級2,900円（税込） 中級4,900円（税込）
- 主 催 日本ワークルール検定協会
- 後 援 厚生労働省、日本生産性本部

（2）中小企業の生産性向上と人材育成を支援する取り組みを強化するとともに、生産性向上の成果は、年次有給休暇の取得拡大など「人への投資」に適正に分配されるよう、働き方改革と一体となった取り組みを要請する。

また、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材・人件費など増加したコストを適正に転嫁できるよう「働き方」も含めた企業間における公正かつ適正な取引関係の確立に向けて、下請法の周知・啓発を行うこと。

〔背景説明〕

（中小企業における生産性向上）

山口県の企業のうち99%以上が中小企業であり、従業員数でも全体の約90%を占めています。山口県内の経済発展には、中小企業の健全な経営はもとより、そこで働く労働者の賃金をはじめ適正な労働条件が確保されなければなりません。

2018年版中小企業白書によると、中小企業の経常利益は過去最高水準となり、景況感も改善傾向にある一方で、依然として大企業との労働生産性の差は拡大しており、特に中小企業の比率が高い山口県においては、中小企業の生産性向上が急務となっています。

昨年 の 要 請 に お い て、県 から「生産性向上・人材創造拠点を新設し、企業の生産性向上と人材育成を一体的に支援する」との回答をいただいておりますが、その後、人手不足が深刻化する中においてさらに取り組みを強化するとともに、生産性向上で生み出した原資を年次有給休暇の取得拡大など「働き方改革」に繋げていくことが求められます。

（取引の適正化）

取引の適正化は、中小企業が利益を確保して、その従業員の賃金・労働条件の向上をはかるのみならず、中小企業における「働き方改革」の実現のためにも不可欠です。

連合が2015年に中小企業2万社を対象に行った調査では、取引において直面している課題として「仕入れ単価上昇によるコストアップ」を挙げた企業が半数近くあり、「単価の下落や引き下げ要請」が4割弱にも及びました。他にも「納品の強制」「無理な発注」もかなりの割合で挙げられており、いまだに不公正な取引が行われている実態が浮き彫りになりました。（図1参照）

中小企業は、取引打ち切りの心配や単価引き下げ要請などのため、仕入れコストの上昇分を価格・単価に十分に転嫁することができず、そのしわ寄せがさらなる下請けへの転嫁や労働条件の引き下げという形で連鎖してしまう場合もあります。

また、取引の適正化は価格だけの問題だけではなく、長時間労働などにも関係しています。調査では、半数以上が取引先から無理な納期の強制があると回答しており、結果、従業員に時間外・休日労働や長時間労働を強いるなど働き方にも影響を及ぼしていることが考えられます。(図2参照)

国においては、下請法や業種ごとのガイドラインなど法令等の整備を進めていますが、その周知は十分とはいえず、地方自治体においても積極的な周知・啓発が求められます。

図1 【現在、取引において直面している問題】

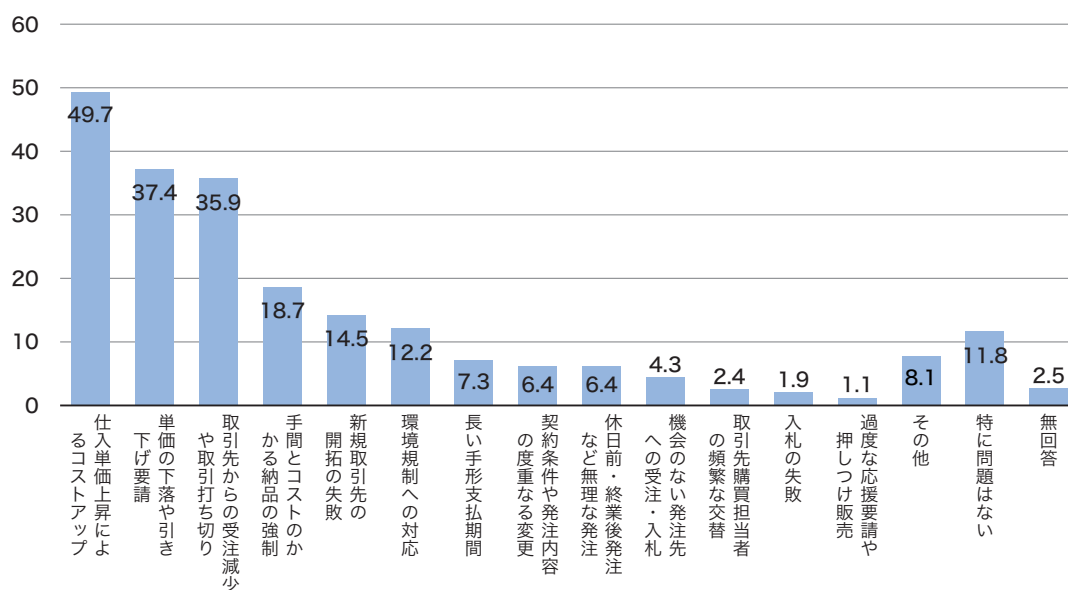
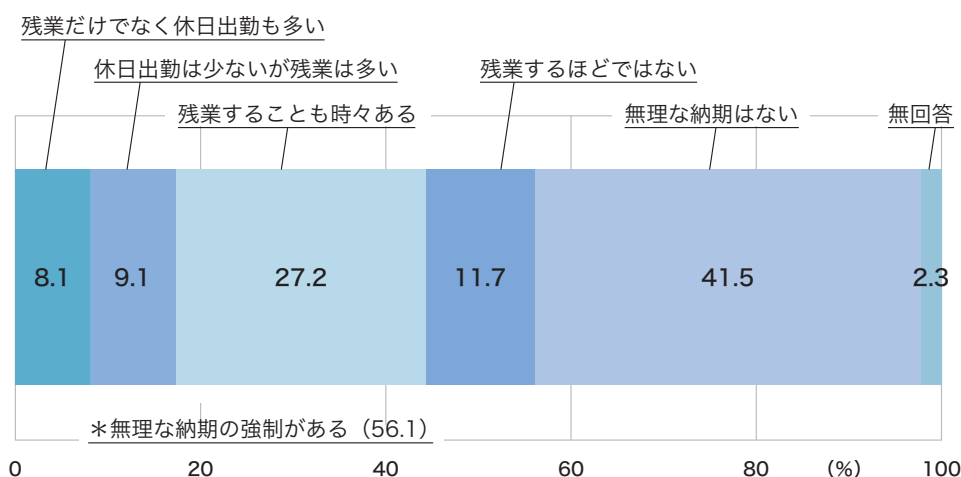


図2 【無理な納期の有無と労働時間への影響】



資料出所：連合「中小企業における取引関係に関する調査」(2015年に中小企業2万社を対象に調査)

(3) 介護離職者は、人手不足が深刻化する中であって、労働者のみならず企業にとっても切実な問題となっていることから、まずは、介護離職の実態把握に努めるよう要請する。

また、介護施設の入所待機者を解消するための施設の整備や介護人材を確保するための支援を行うこと。

[背景説明]

総務省の平成29年就業構造基本調査によると、過去1年間に介護や看護を理由に離職（以下、「介護離職」）した人は、全国で9万9千人に上り、前回調査（平成24年）と比べるとほぼ横ばいとなっています。

山口県の介護離職者は、1,100人であり、前回調査と比べると200人の減、全離職者に占める割合も2.1%から1.9%へとわずかながら改善されているものの、出産・育児を理由とした離職が2,400人との比較においても、人手不足が深刻化する中であって看過できない問題と捉えるべきです。

加えて、離職までには至らないものの、介護をしながら働いている人は38,200人と前回調査より5,000人も増え、全就業者の17.7%を占めており、山口県における65歳以上の人口割合（32.1%）を踏まえると、今後、介護をしながら働く人や介護離職者は増加することが想定されます。

介護離職の防止に向けては、職場において、仕事と介護の両立に向けた環境整備を進めることが重要ですが、介護施設や介護人材の不足など、複合的な課題に対応していく必要があります。これらの課題を山口県における政策に反映させるべく、まずは、「なぜ介護離職となったのか」など詳細な実態把握を行うことが求められています。

仕事と介護の両立の現状（山口県）

(人)

	平成24年	平成29年	増 減
介護・看護のために離職	1,300	1,100	－200
介護をしながら働いている	33,200	38,200	＋5,000

資料出所：平成24年就業構造基本調査、平成29年度就業構造基本調査

(4) 希望するすべての高年齢者が安心して働き続けることのできる環境整備に向けて、国の制度の周知・啓発を強化するとともに、事業主に対して多様で柔軟な働き方の導入を促すよう要請する。

[背景説明]

高年齢者雇用安定法により、希望者全員が65歳まで働き続けられるための法令が整備されたこともあり、山口県内における60歳以上の常用労働者数は32,237人で全常用労働者数の13.9%を占めています。（図1参照）年齢階層別では、60～64歳が17,912人、65～69歳が10,578人、70歳以上が3,747人となっており、いずれも増加傾向にあります。

また、厚生労働省の「第12回中高年者縦断調査（中高年者の生活に関する継続調査）」では、61～70歳の無就業者のうち就業を希望している人は約2割いるという集計結果もあり、このことから高年齢者の就業希望が強いことがわかります。

一方で、山口県内において、希望者全員が65歳まで働くことのできる企業は74.8%（図2参照）、さらに70歳まで働くことのできる企業は27.9%にとどまっており、人手不足が深刻化する中であって、高年齢者が意欲と能力がある限り働くことができる環境整備に向けた取り組みの強化が求められます。

図1 山口県内の60歳以上の常用労働者の推移（人）

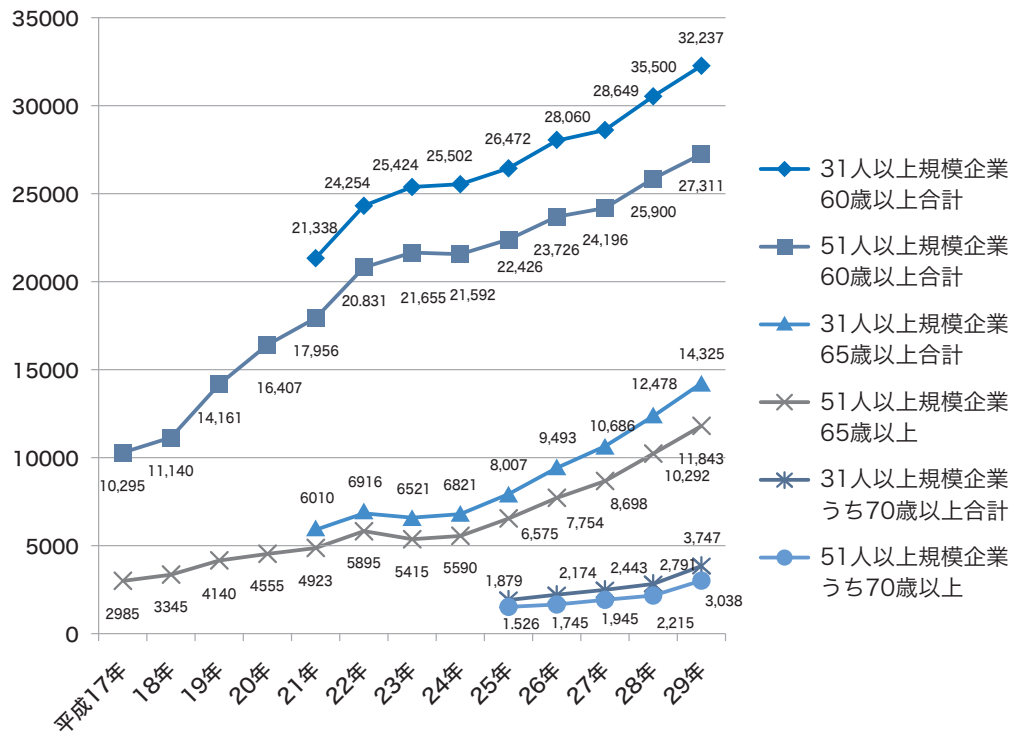
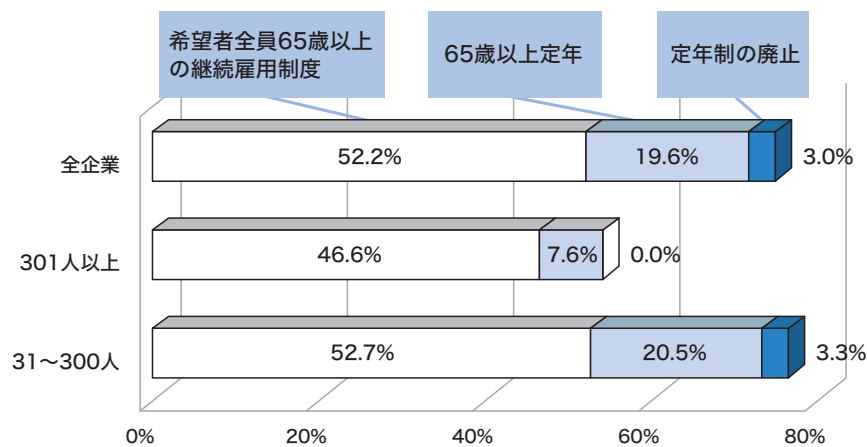


図2 山口県内の希望者全員が65歳以上まで働ける企業



資料出所：厚生労働省山口労働局「平成29年高年齢者の雇用状況集計結果」

（５）消費者による過剰な要求や消費行動に伴う暴言・暴力などの行為（以下、「迷惑行為」）が公共の利益ならびに消費者自らの利益を損ねないよう「山口県消費者基本計画」等で倫理的消費における配慮の対象として明確に位置付けるよう要請する。

また、消費者による迷惑行為が、接客業務従事者の長時間労働の一因となっていることから、県としても迷惑行為の撲滅に向けた啓発を行い、接客業務従事者の働き方改革を支援するよう要請する。

〔背景説明〕

接客業において、商品やサービスに瑕疵があった場合、消費者による苦情（クレーム）や改善要求は、健全な消費活動の実現のためにも必要な行為であり、事業者にとっても新商品開発やサービス向上につながる側面もあるため、積極的に受け止めるべきものです。しかし近年、暴言などの行き過ぎたクレーム、暴力や長時間拘束などの迷惑行為によって、その対応を行う労働者の長時間労働はもとより精神的なストレスが課題となっており、その対策が求められています。

連合が、2017年12月に行った「消費者行動に関する実態調査」では、接客業務従事者のうち、33.1%の人が「暴言を吐かれた」経験があり、その他には「長時間拘束された」（10.4%）、「セクハラ行為を受けた」（3.5%）など何らかの迷惑行為を受けたことがある人は56.9%と半数を超えました。（図1参照）

業種別に、何らかの迷惑行為を受けたことのある人の割合をみると、公務が79.4%と最も高く、次いで情報通信（69.6%）、運輸・郵便（66.7%）、金融・保険（61.9%）が続きました。（図2参照）

また、迷惑行為をなくすために必要なことについては、「消費者への啓発活動」が最も多く、一般消費者では46.0%、接客業務従事者では49.5%と約半数の人が回答しました。（図3参照）

迷惑行為への対策は、まずは事業者において、マニュアルや体制を整備することや従業員に対して教育を行うことが求められますが、それだけでは限界があります。社会全体で働き方の見直しを進めている今こそ、接客業務従事者の「働き方改革」を推進する観点からも、消費者の意識を変えていくことが重要となっています。

図1 勤務先で、消費者から受けたことがある言動（迷惑行為）
〔複数回答形式〕 対象：接客業従事者

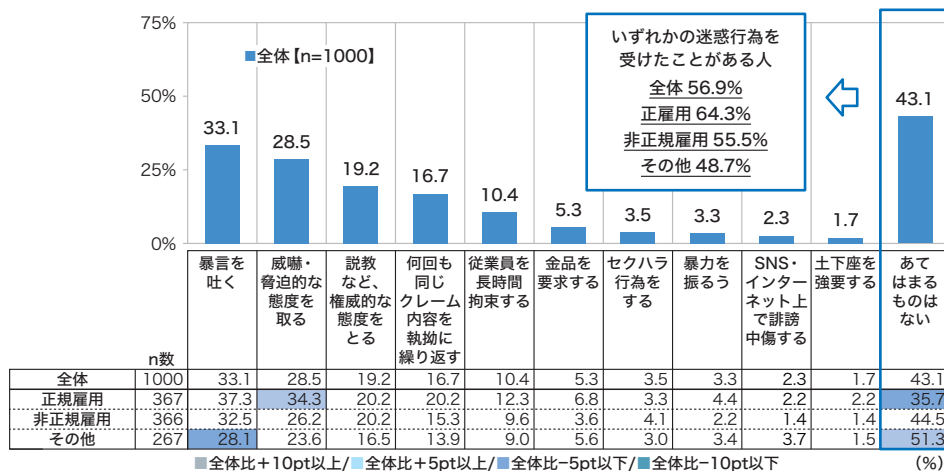


図2 勤務先で、消費者から迷惑行為を受けたことがある人（業種別）

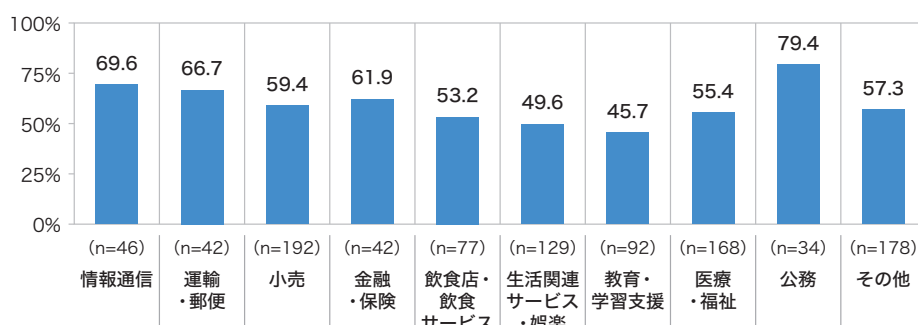
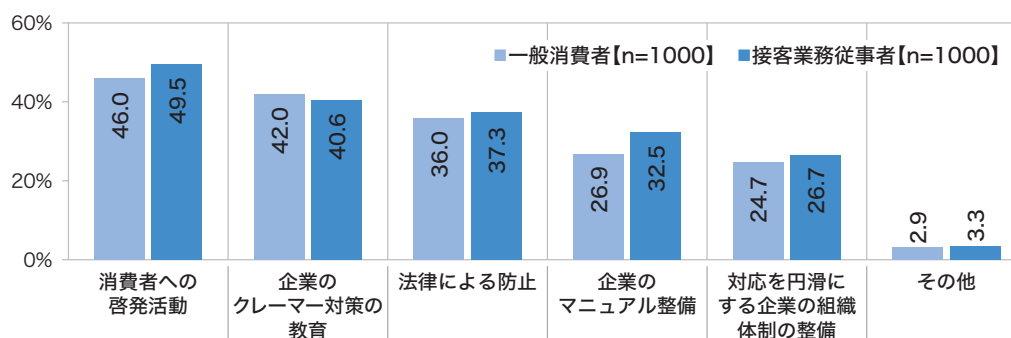


図3 店員・係員に対する消費者の迷惑行為をなくすために必要だと思うこと【複数回答形式】



資料出所：連合「消費者行動に関する実態調査」（2017年11月13日～14日、インターネットリサーチにより全国の15歳～69歳の男女2,000名（一般消費者1,000名、接客業務従事者1,000名）の有効サンプルを集計）

（6）教職員の働き方改革を推進するため「学校における働き方改革加速化プラン」に基づく各種取り組みを積極的に展開し、目標の早期達成に向けて取り組みを加速させるとともに、県のリーダーシップのもと各市町の教育委員会に対して同プランに準拠した主体的な取り組みを働きかけるよう要請する。

〔背景説明〕

2017年4月に文部科学省が公表した、教員勤務実態調査（2016年度）によると、教員の平均勤務時間は10年前の調査から30分以上増え、1日平均で11時間を超えており、過労死ラインとされている月平均80時間以上の時間外労働に相当する教員が小学校で約3割、中学校で約6割と、教職員の健康や教育の質の確保が危機的な状況となっています。

山口県においても、2017年4月～7月の間に山口県教育委員会が行った調査では、時間外業務時間が1ヵ月あたり80時間以上の人数（全体に占める割合）は、小学校で391人（9.2%）、中学校で753人（29.5%）、県立学校で663人（18.5%）となっており、学校における長時間労働の是正が急務となっています。

よって、山口県教育委員会が策定した「山口県 学校における働き方改革加速化プラン」における目標である「平成29年度からの3年間で教員の時間外業務時間を30%削減」について、前倒しでの達成に向けて取り組みを加速させることが求められます。

また、このプランの目標設定のように全体の時間外業務時間を削減することも重要ですが、何よりも優先すべきは長時間労働で働いている教員の時間外業務時間を削減することであることから、国が定めた「過労死等の防止のための対策に関する大綱」における数値目標も意識しつつ、プランで定めた施策に加えて、校長や教頭による適正な労働時間管理や一部の教員に集中している業務を平準化させるなど一般企業における取り組みを県内全ての学校において定着させる必要があります。

過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成30年7月24日閣議決定） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～

第3 過労死等防止対策の数値目標

1. 過労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする。（2020年まで）

なお、特に長時間労働が懸念される過労働時間40時間以上の雇用者の労働時間の実情を踏まえつつ、この目標の達成に向けた取り組みを推進する。

2. 勤務間インターバル制度について、労働者 30 人以上の企業のうち
(1) 制度を知らなかった企業割合を 20%未満とする。(2020 年まで)
(2) 制度の導入企業割合を 10%以上とする。(2020 年まで)
3. 年次有給休暇の取得率を 70%以上とする。(2020 年まで)
特に、年次有給休暇の取得日数が 0 日の者の解消に向けた取り組みを推進する。
4. メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80%以上とする。(2022 年まで)
5. 仕事上の不安、悩みまたはストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を 90%以上とする。
6. ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を 60%以上とする。(2022 年まで)

2. 水素先進県を活かした産業振興と地域活性化

産業振興による安定的な雇用創出の観点から、全国トップクラスの大量かつ高純度の水素を生成している山口県の強みを活かした「水素先進県の実現をめざす取り組み」の加速化を要請する。

またその際には、地域の活性化に資するよう県民を含めて幅広く P R 活動を展開すること。

[背景説明]

山口県は、岩国地域、周南地域、宇部・小野田地域のコンビナートを中心に、苛性ソーダ工場や石油製油所、アンモニア工場など多様な基礎素材型産業が集まっています。これらの生産工程で副次的に発生する水素は高純度であることに加え、発生量は全国の約 1 割に相当しており、質・量ともに山口県は全国トップクラスです。

この強みを最大限活かし、水素を活用した産業振興により安定的な雇用を創出するため、県内企業への支援を強化するなど既存事業の拡充が求められます。特に、水素先進県として山口県のブランド力を高め、県内地域の活性化に繋げていくためには、県民を含めて幅広く P R し認知度を向上させると同時に、水素利活用を早期に全県展開させることが重要であることから、県が主体的に当該市町に対して働きかけるなど指導性を発揮する必要があります。

加えて、東京都江東区では、災害時の移動式非常電源として、水素を活用した燃料電池バスを活用する協定を事業者と締結しており、これらの取り組みを参考に、災害時における電源供給という観点での活用も検討していくことが求められます。

3. 地域公共交通の維持・活性化

子どもの通学や高齢者の通院など生活に必要な地域公共交通の維持・活性化のため、各市町や事業者への支援強化を要請する。特に、市町の枠を超えた圏域での取り組みを推進するため、県のリーダーシップを発揮すること。

また、地域公共交通を担う人材の確保に向けて、運転に必要な免許取得にかかる費用の補助などの支援を要請する。

[背景説明]

(公共交通の課題)

地域公共交通は、利用者が減少することにより、交通事業者の経営が圧迫され、赤字路線を廃止せざるを得ない等、維持が困難な状況にあります。全国では、地域鉄道は約 8 割の事業者が赤字を抱え、

乗合バス交通は民間事業者の約7割、公営事業者の約9割が赤字となっています。

このように、交通事業者は厳しい経営状況に陥っており、地域公共交通はますます衰退し、必要な公共交通サービスを受けることのできない地域住民が増加するという危機的な状況にあります。

また、近年問題となっている、高齢者の交通事故増加への対策として、運転免許証の自主返納を呼び掛けていますが、タクシーの割引利用などの支援策だけでは限界があり、地域公共交通の維持・活性化が必要不可欠となっています。

このような中、各市町においては、地域公共交通網形成計画を策定し、運行ダイヤの効率化や乗り継ぎの際の利便性向上はもとより乗り合いタクシーやデマンド型交通の導入など、より効率的で持続可能な地域公共交通の形成に取り組んでいるものの、限られた財源の中での取り組みには限界があることから、県における支援の強化が求められます。

加えて、近隣市町への通勤・通学・通院など生活圏や経済圏という視点のもと、市町の枠を超えた広域での計画を策定する際には、県が主体的に当該市町に対して働きかけるなど指導性の発揮が強く求められます。

更に、人手不足が深刻化する中であって、地域公共交通を担う人材の確保に向けた支援も急務となっています。

4. 県内就職・定住に向けた取り組みの強化

人手不足が深刻化する中、県内就職に向けた取り組みの強化を要請する。特に県内中小企業の情報について、高校生や大学生をはじめ女性や高齢者など幅広く発信すること。

また、U・J・Iターンの更なる促進に向けて、「住みよい山口」のPRや「山口しごとセンター」との連携、市町の空き家バンクとの連携を強化するよう要請する。

[背景説明]

(県内就職に向けた取り組み強化)

県内中小企業への就職に向けた支援について、昨年も連合山口は要請し、その際、県からは「山口しごとセンターにおけるこれまでの各種取り組みに加え、平成30年度からは高校生や大学生とその親を対象とした企業見学を実施する。加えて、女性の県内就職を促進するため、山口しごとセンターにシニア・女性向け就業支援コーナーを新設する。」旨の回答をいただきました。

しかしながら、文部科学省の新規高等学校卒業者の就職状況（平成30年3月末）によると、山口県内の高等学校を卒業して就職した者のうち、県内企業へ就職した割合（79.9%）が全国平均を下回っている（図1参照）ことや、人手不足が深刻化していることを踏まえると、さらなる取り組みの強化が求められます。

図1 新規高等学校卒業者の就職状況（平成30年3月末現在）に関する調査

	就職者（人）		就職者に占める 県内就職者の割合
	県内	全体	
山口県	2,654	3,323	79.9%
岡山県	3,265	3,949	82.7%
広島県	3,210	3,574	89.8%
全国	149,134	184,094	81.0%

資料出所：文部科学省

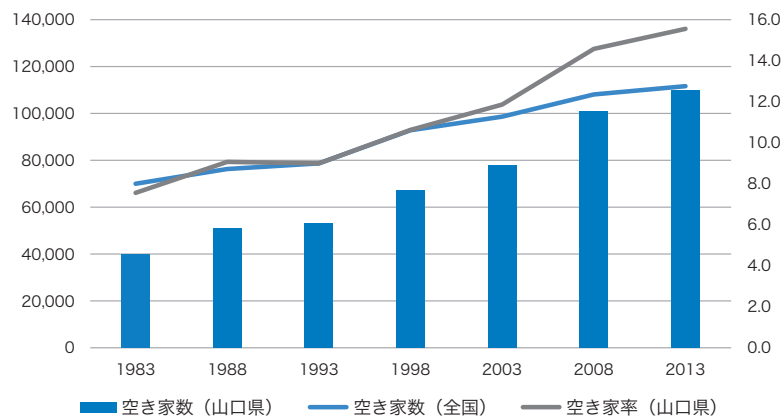
(U J I ターンの促進)

U J I ターンを促進するにあたっては、山口県の魅力を積極的に P R することに加え、移住希望者に対する「仕事」や「住まい」の一体的な支援が必要であり、特に「住まい」に関しては、現在、県において、市町の空き家バンクや県営・市営住宅の情報提供などに取り組まれています。

一方で、総務省の統計では、山口県の空き家率は全国 8 番目であり、防災、衛生、景観など地域住民の生活環境に影響を及ぼしている空き家への対策が課題となっています。

このことから、県における U J I ターンの実践が、企業における人手不足対策だけでなく、地域における空き家対策にも繋がることを踏まえ、更なる取り組みの強化を求めるものです。

山口県における空き家数と空き家率の推移



資料出所：総務省「住宅・土地統計調査」

5. 商業施設への期日前投票所の設置等による投票環境の向上

各種選挙における投票環境の向上に向けて、大学や商業施設への期日前投票所の設置や自動車を利用した移動期日前投票所の開設に加え、投票済証明書の発行など地域の実情を踏まえた取り組みを促進するよう市町に対して働きかけるとともに必要な支援を行うよう要請する。

[背景説明]

全国的に選挙における投票率の低下が課題となっている中において、山口県における国政選挙の投票率は、2017年10月の第48回衆議院議員総選挙（小選挙区）では55.23%と全国平均（53.68%）を上回ったものの、18歳・19歳に限ってみると37.14%と全国平均（40.53%）を下回りました。

また、2016年7月の第24回参議院議員通常選挙（選挙区）まで遡ると、「全体」「18歳・19歳」ともに全国平均を下回り、特に18歳・19歳では37.73%と全国平均の46.78%を大きく下回る結果となっていることから、若者層の投票率向上が大きな課題となっています。

このような中、総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」がとりまとめた報告では、多くの人が往来する商業施設等への期日前投票所の設置など、有権者の動向に着目した投票所の効果的な配置を更に広げていく必要があるとしており、実際、青森県弘前市や秋田県秋田市などでは、大学や商業施設への期日前投票所の設置により、若年層の投票率が向上した事例も報告されています。

投票率の向上に向けては、教育によって有権者の意識を改善することが最も重要であると考えますが、投票しやすい環境づくりにも併行して取り組むことが効果的であることから、市町が地域の実情を

踏まえて主体的に、商業施設への期日前投票所の設置をはじめとする投票環境の整備に取り組むよう、県としても必要な支援を行うことが求められます。

山口県における直近の国政選挙の投票率

(%)

	全体		18 歳・19 歳	
	山口県	全国平均	山口県	全国平均
2017 年 10 月 第 48 回衆議院議員総選挙（小選挙区）	55. 23	53. 68	37. 14	40. 53
2016 年 7 月 第 24 回参議院議員通常選挙（選挙区）	53. 35	54. 70	37. 73	46. 78

投票環境向上に向けた取組事例集

事例 1. 青森県弘前市

主な取組内容：商業施設（ヒロロスクエア）への期日前投票所の設置

- 設置期間：2016 年 6 月 23 日～7 月 9 日（他の公共施設における期日前投票所と同様）
- 投票時間：10 時～ 20 時（商業施設のため夜間の集客も見込まれると考え、他の期日前投票所よりも閉鎖時間を遅く設定）

取組実績・効果：投票率 52. 68%（2013 年参議院選挙に比べ 7. 3 ポイント増加）

弘前市全体の期日前投票者数は過去最多であった

事例 2. 秋田県秋田市

主な取組内容：商業施設（イオンモール秋田）への期日前投票所の設置

- 設置期間：2016 年 7 月 3 日～7 月 9 日までの 7 日間
- 投票時間：10 時～ 20 時

取組実績・効果：投票率 58. 00%（2013 年参議院選挙に比べ 4. 1 ポイント増加）

当該施設における期日前投票者数は、秋田市全体の期日前投票者数の約 20. 7%を占めた
40 歳以下の投票者数の割合が約 41%で、若年層の投票率向上に一定の効果があった

資料出所：総務省